会 議 記 録 (1)

会議名称	第2回 北本市立学校適正規模等研究会議
開会及び 閉会日時	平成30年9月28日 (金)
開催場所	午前9時30分から午前11時15分まで 北本市役所会議室3-B
議長氏名	石塚富美江
出席	金子美智雄、浅野 勉、峯尾敏之、石塚富美江、加藤潤一、醍醐 隆
委員(者)	奥山美加、萩原愛香
氏 名 欠 席	清水、誠、加藤秀樹、針谷紀子
委員(者)	111/2 - MANY MANAYA
氏 名	*** **
説明者の職 氏 名	教育部長:原口 穣 教育総務課管理係長:山本一真
	教育長:清水 隆、教育部長:原口 穣
事務局職員職氏名	教育部副部長兼文化財保護課長:磯野治司 教育部参事兼教育総務課長:大島衡基、教育総務課長補佐:野口貴紀
	学校教育課長:草野智広、学校教育課副課長:野本慶人
1 開 会 2 会	会 長挨拶
3 議	題
次 (1)	学校規模等に関する意識調査について 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針(素案)について
(3)	その他
第 4 閉	会
	1 次第 2 北本市立学校適正規模等研究会議委員名簿及び事務局職員名簿
	2
	4 資料11 「学校規模等に関する意識調査」実施報告書
	5 資料12 北本市立学校適正規模等研究会議 意見及びその措置 6 資料13 第2期北本市教育振興基本計画(概要版)
配布資料	7 資料14 適正な学校規模の考え方(骨子)(案)
	8 資料15 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針 (素案) 修正案

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
大島参事兼教育総務課長	1 開会
	2 会長挨拶
石塚会長	(会長の挨拶)
大島参事兼教育総務課長	続いて議題に入ります。議事の進行については、石塚会長にお願いし ます。
	3 議題 (会長による議事進行)
	(1) 学校規模等に関する意識調査について
石塚会長	はじめに、議題(1)「学校規模等に関する意識調査について」事務局より説明をお願いする。
山本係長	<資料11による説明:資料11 「学校規模等に関する意識調査」 実施報告書>
石塚会長	事務局より、「学校規模等に関する意識調査について」の説明が終了 した。質疑はあるか。
金子委員	資料11のP3の「(2) 教員用アンケート」の対象者数を示す表について、表の中で区分する「主幹教諭・教務主任」の用語については、専門的な用語とも感じることから、「教諭」の区分に括ることでもよいと思われる。
山本係長	表の形式については、各学校へアンケート調査の協力依頼をする際に 用いたものとなり、学校側において、対象者の判断に混乱が生じぬよう 設定したものとなる。表の上に掲載する設定条件の欄の中で、教員免許 を有する者を対象とした旨を、補足説明として明記していることから、 この掲載内容でも特に問題ないものと考える。
金子委員	資料11の所々で「配布」の用語を用いているが、「配布」と「配付」の2つの用語の意味は異なることから、その使い分けを整理の上、統一化を図るとよい。
山本係長	ご指摘の件について持ち帰り、その整理結果について、次回会議等で お示しする。
	(他に意見なし)
石塚会長	この議題は終了する。
	(2) 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針(素案)について
石塚会長	続いて、議題(2)「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針(素

案) について」事務局より、説明をお願いする。

原口教育部長

〈資料12から15までによる説明:資料12 北本市立学校適正規模等研究会議 意見及びその措置、資料13 第2期北本市教育振興基本計画(概要版)、資料14 適正な学校規模の考え方(骨子)(案)、資料15 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針(素案)修正案>

石塚会長

事務局より、「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針(素案)について」の説明が終了した。前回の会議における意見等について、事務局で整理した内容が示されたが、この整理内容について質疑はあるか。

(特に意見なし)

石塚会長

それでは、資料15の素案の修正案について、今回、新規掲載となる 箇所もあることから、資料12の前回意見に対する修正結果及び他の資料と照らし合わせた確認作業を、この場で設けたいと思う。

(各委員による確認作業)

(確認作業の終了)

石塚会長

一通り各資料の確認をいただいたことから、あらためて資料 1 5 の素 案の修正案に対する質疑・研究協議について、内容を区切りながら進め ていく。

醍醐委員

協議の前の確認事項として、資料15の素案の修正案全般に関する質 疑をさせていただく。

今回の「適正な学校規模」の考え方に関し、事務局において、優先すべき課題等への対応として整理した結果は、資料14に掲げる内容と捉えてよいか確認する。

こうした案件に関しては、地域コミュニティとのかかわりや色々な要素が絡んでくるものだが、優先事項を明確にしておかないと、協議範囲が広がり過ぎてしまい、話がまとまらなくなることも考えられる。

何かを進めていく上で、必ず競合する条件が出てくることから、その 判断基準として、何を優先すべきかを明らかにしておく必要があると考 える。

原口教育部長

資料14に示す内容を、優先すべき事項と捉え、今回整理したものとなる。ご意見のとおり、当該案件に関しての協議範囲は広いものの、事務局では、この北本市教育振興基本計画(以下、「計画」という。)に定める基本理念や基本目標を実現していくに適した学校規模について、今回定めることを考えている。

醍醐委員

資料14に記載する内容を実現していくため、今後の方向性等を検討するものと受け止めて間違いないか。

原口教育部長

その通りである。

石塚会長

それではあらためて、資料15の素案の修正案P1のI「はじめに」について、意見等はあるか。

浅野副会長

今回の修正案の中で、計画の存在にふれる表現等が多くなっていることから、P1の中において、計画そのものに関する記述を追記すると解

りやすくてよいと思われる。

原口教育部長

P11の中において、計画を紹介する箇所があるが、素案の先頭となるP1の余白部分を活用し、計画に関する注釈等を記載するなどの工夫を図る。

浅野副会長

是非、お願いする。

金子委員

国語表記や文章のレイアウトについて、気になる部分が2つある。 1つは、数値等を表す際の小数点は、半角を使うのが一般的とも考えられる。

もう1つは、数値が2行にまたがる箇所があることから、読みやすさを重視し、改行する位置の改善を図るとよいと考える。

こうした国語表記・レイアウトについて、P1以降についても同様の確認をお願いする。

山本係長

了解した。ご意見の部分を確認の上、全体的なレイアウトを見直し、 修正対応を行う。

石塚会長

続いて、資料15のP2からP8の間で、意見等はあるか。

加藤 (潤) 委員

P7のⅢの(3)「小・中学校の設置状況及び課題」のタイトルについて、同じ第Ⅲ章内の他のタイトルと比較した場合、その表現に関して違和感を覚えるほか、以降に掲載する「学校一覧」の掲載内容とマッチしていないように感じられる。タイトルに掲げる「課題」の部分については、関連記述の中に明記していることから、当該タイトルの表現について、簡素化を図ることを提案する。

山本係長

ご指摘のとおり、他のタイトルとのバランスも踏まえ、表現の簡素化 を図る。

金子委員

同じくP7から掲載する「学校一覧」の内容について、プール附属室をはじめとした未耐震箇所の全てを、事細かく掲載する必要性があるものか、確認と整理を行うことを提案する。校舎等の耐震化の推進は承知するものの、附属室のように耐震改修が完全に義務付けられるものでなければ、この部分の掲載は省略しても、差し支えないと考える。

原口教育部長

耐震化について、義務付けられている部分と、努力義務の部分について確認・整理の上、整理結果に応じた修正対応を行う。

石塚会長

続いて、資料15のP9からP11の間で、意見等はあるか。

(特に意見なし)

石塚会長

続いて、資料15のP12からP19までの間で、意見等はあるか。

金子委員

資料15に対する質疑とは異なるが、P14のV「学校規模等に関する意識調査」に掲載する設問5「小学校の通学距離について」の回答結果を見た場合、各者とも、法令より短い距離を望んでいることがうかがえる。このことを受け、事務局においては、各学区の通学距離の最大値等を補足し、研究資料として整備しておく必要があるものと考える。

ここで、興味深いデータとして、埼玉県内各市町村の中で、学校が占める面積を幾つか紹介すると、さいたま市では、全体面積の約217 km に対し、小学校を約100 校と設定して割ってみたところ、1 学校区が占める面積は2 km となり、 $1\sim2$ km の通学距離の範囲内に学校が設置さ

れる計算となる。

また、桶川市の場合では、全体面積の約25 kmに対し、小学校数7 校で割ると、1 学校区が占める面積は約3. 6 kmとなり、 $1\sim3$. 6 kmの通学距離の範囲内に学校が設置される計算となる。

実際の地理的事情等もあることから、あくまで目安とするものだが、北本市の場合として、全体面積を約 $20 \, \mathrm{km}$ 、小学校数 $8 \, \mathrm{校}$ により同様の計算をすると、 $1 \, \mathrm{学校区}$ が占める面積は約 $2.5 \, \mathrm{km}$ 、すなわち、 $1 \sim 2.5 \, \mathrm{km}$ の通学距離の範囲内に学校が設置されることとなり、他市と比べた場合、少し狭い範囲となる。

こうしたデータ上における北本市の通学距離としては、小学校では 2.5km以内となり、中学校4校とした場合では、各校の通学距離が5km以内ともなることから、この話題を事務局に持ち掛けたものとなる。

人は現在置かれている立場によって、考え方も変化することから、今回の調査をきっかけに、冒頭でも伝えた各学区の通学距離の捕捉と研究を進めていくことについて助言する。

山本係長

今回のアンケートでは、設問の用意に際し、地理的事情や特殊要件は 設定せず、単純に実距離を問うものとしたものだが、ご助言のとおり、 各学区の通学距離の最大値や範囲を捕捉することは重要であるため、今 後整理していく。

萩原委員

学校の統廃合等が行われたものと仮定し、その上で許容範囲と考える 通学距離を回答された方もおられるかと思うが、このことについて、事 務局ではどのように取り扱うものか伺う。

原口教育部長

仮に学校の統廃合等が行われることとなった場合、一番の課題は通学 距離の部分と考えることから、今回の回答結果を貴重な情報の一つとし て捉え、今後の研究に活用していく。

金子委員

通学距離に関する考え方のまとめとして、P24のⅧの(4)の中において、アンケート結果を基とした小・中学校の通学距離を記しているが、先ほどの計算例のように、中学校は広範囲となることも予想されることから、仮に学校の統廃合等を行う際には、慎重に取り扱う必要があると考える。

浅野副会長

P18のWIに掲げる「北本市が目指す学級編制」の部分について、今回の事務局案では、標準学級の人数に下限を設定する考え方とし、注意書きにより、その旨を説明するものだが、この注意書きの表現では、P22に参考掲載する国及び埼玉県の基準との比較へと促すに際し、少し弱い表現とも思われる。

石塚会長

国及び埼玉県の基準を先に掲載し、そのあとで、北本市の基準を示す といった、レイアウトの工夫について提案するものか。

浅野副会長

その表現も一つの方法と考える。国及び埼玉県の基準と異なることについて、解りやすく記すとよいと思われる。

山本係長

ご意見について持ち帰り、検討を行う。なお、今回の修正案は「適正な学校規模」の事務局案を掲載するものとなるため、簡素化した表現の部分もあるが、この「適正な学校規模」を設定するに際し、「1学級あたりの人数を重視する」といった考え方でよいか、あらためて委員の皆様に研究協議をお願いする。

原口教育部長

加えて、P18の「北本市における適正な学校規模」の中学校の部分に関し、但し書きにより、適正とする範囲が広範囲となることでもよい

か、併せて研究協議をお願いする。これらの部分については、教育委員会でも議論となったことから、この研究会議における意見を持ち帰り、整理したいと考えている。

石塚会長

事務局より依頼の案件について、委員の皆様に、あらためての研究協議をお願いする。

加藤 (潤) 委員

学校の適正規模を考えていく上で、学校統廃合を目標とした場合は、「〇〇クラス以下になったら」という基準の考え方になり、学校の活性化を目標とした場合は、「〇〇クラスを維持するため」という基準の考え方になると思われる。

ある程度幅を狭め、その学級数の構成により、学校の活性化を目指すこともよいと考える一方で、「一人一人の子供たちを大切にした教育を行う」といった考えに基づくのであれば、下限は設定しなくともよいと考える。

逆に、学校の統廃合を目標に設定していくのであれば、学級数をきっちり決め、その中で、1クラスあたりの人数を定める方法になるとも思われる。

学校の活性化と、学校の統廃合のどちらの視点に立って考えるかによって、表現は大きく変わるものと考えられる。また、1学年が20人となる時に、1クラスでの編制とするのか、それとも、クラス替えを経験させるため、2クラスに分けて編制するのか、そういう部分でも、考え方や表現は変わるものと思われる。

山本係長

今回の事務局案について、「1学級あたりの人数」に対し、下限を設定する理由としては、子供たち達同士が多様な考え方にふれ、「主体的・対話的で深い学び」を進めていくに際し、一定の集団人数が必要と考えたためである。

そのための目安として、今回お示しする学級編制の案の中で、人数の下限を設定し、必要と考える集団規模の範囲を示すものとなる。

学校の統廃合を目標に設定するものと異なり、一定規模の集団人数を維持するための基準を定める観点から、この設定方法を考えたものとなる。

仮にその基準の維持に支障が生じる可能性がある場合は、対象校の地域を主体に、その課題解決を第一義的とした適正化の検討を行うこととなり、学区再編や統廃合といった、今後の方向性を検討するものとして考えている。

加藤 (潤) 委員

子供たちは、ある程度人数が多い中で揉まれることで、成長していく部分もある。このクラス内での切磋琢磨を考えた場合、例えば、事務局案に掲げる小学校 $1\sim2$ 年生の目指す学級編制として、 $18\sim30$ 人程度とする基準では、その差が12人となり、少し幅かありすぎるとも考えられる。

1 校あたりの学級数についても、9~18学級を基準とした場合、やはり幅が広く感じられ、事務局案の「1学級あたりの人数を重視する」といった考え方に対し、ベストと考えられる値が見えにくくも感じられる。

原口教育部長

アンケート調査における児童生徒保護者の回答結果を見た場合、小学校の1学級あたりの人数の問いに対して、21人~30人を望む方が55. 2%、31~35人を望む方は32. 1%と、合計で90%に近い回答結果となる。多くの方が20人以上による構成を望んでいることを踏まえ、この値を設定したものとなる。

また、小学校1校あたりの学級数については、おおむね半分の学年の中でクラス替えが行える規模を適正と考え、設定したものとなる。

クラス替えのメリット・デメリットも色々とあるが、仮にクラス内でトラブルが発生した場合、クラス替えが行えない状態では、色々と支障が生じることも考えられる。お示しする学級数の幅が一見大きく見えるものの、この幅は妥当なものと考えている。

なお、中学校1校あたりの学級数については、複数の小学校区より構成する事情等を勘案し、但し書きにより、適正規模の範囲を広げたものとなる。

金子委員

このP18の「適正な学校規模」の設定に関しては、すごく難しい部分であり、課題・問題ともなる部分である。

全国単位で調べたところ、市町村独自で適正規模の基準を定めていないところは約75%となり、そういう意味では、北本市はこの問題に対して、積極的に取り組んでいるものと思われる。

そこで、あらためてP18の事務局案の基準を見た場合、1校あたりの学級数の最低ラインを9学級とすると、中学校の場合は適正とも考えられるが、小学校においては、3つの学年では2クラス、残る3つの学年は1クラスで構成されることが単純に考えられる。

この場合において、後者の学年については、6年間クラス替えが行えない状態となることから、この9学級という値が果たしてベストなものか、その判断は実に難しいものである。

北本市の実情から、国の標準となる「12学級以上」の設定が困難なため、今回の事務局案の設定に際しては、P20及びP21に参考掲載する内容のとおり、文科省手引を参考にしながら考えぬいたものと推察する。

現在の各学校の学級編制の状況や今後の見込数など、様々な要素を勘案した場合、今回の「9学級以上18学級以下」とする基準に関し、色々と難しい部分はあるものの、おおむね妥当なものと考えられる。

また、1学級あたりの人数の部分については、下限の設定に関し、埼 玉県の基準を基としていることが理解でき、上限については、北本市独 自の「少人数学級の編制」の観点から定めるものと読み取れることか ら、この基準についても、妥当なものと考えられる。

なお、参考として、他市町村等で定める1校あたりの学級数の基準を一部紹介すると、横浜市では「12学級以上24学級未満」、また、和歌山県全体では「9学級以上18学級未満」と定めている。

萩原委員

今回の事務局案の学級数「9学級以上18学級未満」に関しては、県の基準と別とする、P18の「北本市が目指す学級編制」の基準に基づいて編制する学級数の考えとなるものか。

原口教育部長

学級数を増やすに際しては、それに伴う教員配置が必要となる。予算等を伴うことから、市単独で簡単に行うことができない部分もあるが、その中で、妥当と考える学級編制・学級数を示すものとなる。

加藤 (潤) 委員

やはり、人数の基準を明確にすることは難しいものか。

原口教育部長

法令の関係もあることから、市独自の考えだけでは難しい部分がある。少子化に伴い、教員数も以前より減っていることから、その分の予算を講じることについて、文科省でも意見提出がなされているが、国単位の予算の話となるため、市町村単位で簡単に判断できるものではない。

加藤 (潤) 委員

少し逸れての話となるが、私の子供のクラスは2学級編制の基準にわずかに届かないことから、単学級となるクラスである。

地域の特性や学校の特色と照らし合わせた場合、こうした単学級で構成される状況はすごく寂しく感じられる。学校経営上の色々な問題もあ

ると思うが、やはり、これからの学校は地域としっかり連携しながら取り組むことが重要であるため、この基本方針によって、何かしら配慮をいただく部分ができれば、ありがたいと考える。

清水教育長

加藤(潤)委員の言うとおりである。教育委員会としても、そういう部分での学級編制を充実させていきたいと考えているが、法令等による教員の配置基準の関係や、市の財政状況も厳しい中において、対応に限りがあることもご理解いただきたい。

加藤 (潤) 委員

一方で、このクラスのメリットも感じている。自分たちが子供の頃は、1クラスの規模が40~45人位となり、子供たち同士でもめたり、また、それを自分たちで解決したりしていた。

こうした対応力は、ある程度の集団規模の中で培われるものと考えた場合、自分の子供が今のクラスの中で、そういう経験ができていることは、子供の成長の面からすれば、良い環境とも考えられる。

しかしながら全学年で見たときに、各学年で単学級・複数学級とバラ つきが生じることに対し、市で解消できるのであれば、お願いしたいと 考える。

奥山委員

私の子供の学校においても、単学級と複数学級の学年が混在し、現在が2クラスであっても、進級に伴って単学級へ変わることも予想される。

単学級で心配される点の一つとして、子供たちが、若手・ベテランといった、色々な先生方とかかわる機会が失われやすくなることが考えられる。この先、全学年が単学級となった場合、とても不安である。

今回の基準を示すことで、自分たちの学校が統廃合等の対象になるのではないかと、心配させるような事態になるとも限らないため、この基準を示すことに対しても、少し不安を感じるものである。

石塚会長

奥山委員のご意見のとおり、子供たちが色々な先生方とふれ合うことは、教育上において、とても重要なことである。心配される点は承知するものの、事務局の説明にもあるとおり、この基準については、あくまで一つの目安として示すものと理解する。

金子委員

奥山委員の意見を踏まえ、事務局に対し、次のとおり提案する。

P24の(4)「小規模校への対応について」の中において、基準に満たない場合の対応を幾つか掲載しているが、こうした問題に対し、最初に取るべき手続と考える「学区の再編」の部分が後回しとも取れる記述に見受けられるため、当該記述の修正について提案する。

学校統合の記述が先行するのではなく、先ずは「学区の再編」と読み 取れる記述にすることで、不安や誤解が生じなくなるものと思われる。

石塚会長

金子委員の指摘する箇所の記述は重要な部分となる。ここの表現によって、P18の適正規模の基準の捉え方も変わることから、提案する修正対応を事務局にお願いする。

山本係長

了解した。ご提案のとおり当該記述を見直し、修正を行う。

金子委員

参考として、東京都千代田区の例を申し上げると、千代田区は東京駅や皇居の周辺を見ても商業ビルが多く、場所によっては子供の数に相当の開きがあると想像されるが、その中でも、麹町小学校は17学級、九段小学校は13学級、番町小学校は12学級、1番少ないところでも千代田小学校で9学級と、学級編制を上手くやっている状況となる。これは、過去に区の中において、大規模な学区の再編、学校の統廃合を進めた結果とも考えられる。また同区では、中学校の通区区域を設けない学

校選択制も実施しており、学校規模の適正化を図る際には、こうした千代田区のような取組も検討されるというのが、このP24の(4)の部分となる。

石塚会長

続いて、資料15のP20からP24までの間、あるいは全般にわたり、意見等はあるか。

峯尾委員

P18の学級数及び学級人数の基準については、おおむね妥当な数値であるかと考える。なお、P24の(4)の中でまとめた中学校の通学距離について、北本市の地理条件を考えた場合、その上限を4kmと限定することは、少し厳しい部分もあると思われるため、表現方法を含めた見直し等について、検討が必要とも考えられる。

金子委員

徒歩と自転車では距離の条件も異なるため、通学手段を分けての表現にすることも考えられる。

萩原委員

自転車通学の話に関連して、意見をさせていただく。

私の子供は自転車通学となるが、現在の荷物の多さや重さを考えた場合、徒歩に限らず自転車通学においても、子供たちにかなりの負担をかけているものと考えられる。この荷物の重さの問題に関しては、身体への負担だけではなく、不審者への対応も難しくなることが懸念されることから、P24の(4)に記載する中学校の通学距離の目安について、下限の部分を見直すことも考えられる。

併せての要望となるが、この荷物の重さの問題に関しては、何か別の 機会で話し合う場などを設けてほしい。

原口教育部長

通学距離や通学方法等について、今後も色々と研究を重ね、安全に通 学できるよう対応していく。また、荷物の重さの問題に関しても、各学 校の状況を調査の上、適切な対応を取ることについて、各学校へ指導し ていく。

萩原委員

仮に、学区の再編や学校統合となった場合、このP24の(4)の通 学距離の目安を超えるケースが発生したときの対策等について、現時点 で何か考えているものか伺う。

石塚会長

今回の基本方針は、学校の適正規模の基準を定めるものであり、学区の再編や学校統合を計画するものではないことから、例えば、スクールバスの導入といった対応の検討については、学校規模の適正化の検討を実際に行う際に、考えていくものと捉えている。

金子委員

萩原委員が心配される案件については、基本方針を定めたあとの対応になるものと考えられる。なお、基本方針の策定後に関する部分として、重要となってくるのが、P24のIX「基本方針の見直し等について」のパートとなる。

今回の適正規模の基準や通学距離の目安によって、今後の物事の全て を縛るのではなく、必要に応じて見直すような柔軟な方針とすること で、臨機応変な対応ができるものと考えられる。

このため、このIX章の部分について、もう少し強調した書き方にしてもよいと思われる。

浅野副会長

通学距離の件に戻るが、P15の設問6「中学校の通学距離について (自転車の場合)」の回答結果を見た場合、許容範囲と考える距離については、6km以内と設定しても差し支えないものと考える。

山本係長

4 km以内を希望する回答が多かった児童生徒保護者の意見を重視し、

P24の(4)に記載する距離の目安を設定するものだが、これまでの 意見を踏まえ、距離の設定や表現等について再度精査する。

醍醐委員

2点ほど意見等をさせていただく。

P18からP22に掲載する適正規模の基準及び設定理由については、やはり明らかにすべきものと考える。

何かを恐れて情報を伏せるのではなく、事実を知り、その事実に対して、保護者や学校関係者、そして子供たちがどう考えていくのか、ということを真剣に考えることが重要と考える。

動揺が生じる可能性から、都合の悪い情報を後から出すことは避けていただき、事実を知った上でどう考えるべきか、という姿勢で臨まないことには、見直しにたどり着けないと思われる。

また、金子委員の話の中にあった都内の学校の状況に関し、付け加えさせていただくと、実際の学区内の子供の数が少ないものと想定される中で、ある程度の学校規模が維持できる要因としては、越境入学の例も挙げられる。

希望する学校に特性があるからこそ、越境入学の事象が発生し、このことを踏まえた場合において、学校規模の適正化を考える際には、ソフト面も合わせての検討が必要であることを、他の委員の皆様にもご理解いただきたいと考えている。

石塚会長

保護者の方が色々と抱える不安を払拭する意味でも、この基本方針の作成にかかる考え方が、統廃合を前提としたものでないこと、そして北本市が目指す教育を明確にした上で、そのために適した学校規模を定めるものであることを理解いただくような、表現や構成とすることを事務局へお願いする。

(他に意見なし)

石塚会長

それでは事務局より新たに示された基本方針の素案の修正案について、この場で質問・意見等がなくとも、委員皆様のそれぞれの観点から、内容を今一度確認いただき、意見がある場合は、10月9日(火)までに事務局へお知らせいただきたい。

また、事務局においては次回の会議までに、本日各委員から出た意見と10月9日(火)までに出た意見を整理し、それらに対する対応等も含め、次回の会議資料として示していただきたい。

山本係長

了解した。

石塚会長

この議題は終了する。

(3) その他

石塚会長

続いて、議題(3)「その他」について、委員又は事務局から発言を求める。

山本係長

次回の会議予定について、第3回会議を10月30日(火)の午後から予定している。本日の意見と10月9日(火)までに提出された意見を整理し、それらの対応と、調整を行った素案の修正案を、あらためて基本方針の「案」として定め、次回の会議でお示しする。

石塚会長

その他質疑はあるか。

(特に意見なし)

石塚会長

この議題は終了する。

浅野副会長

4 閉会

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。 平成30年 (0月30日

会長

石城高美江